

佐賀市限界集落対策集落活性化活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市の限界集落対策の一環として集落の活性化を図るための活動（以下「集落活動」という。）を積極的かつ計画的に行う団体を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、主に当該集落に居住する住民で構成される団体であって、当該集落を拠点に活動を行うもののうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。ただし、佐賀市の他の制度により交付される補助金等の対象となっているものは、補助の対象としない。

- (1) 集落活動に関する調査・研究
- (2) 前号の調査・研究の成果に基づき実施する集落活動

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業を実施する場合に要する経費とする。但し、次に掲げる経費は除くものとする。

- (1) 旅費のうち飲食等に要する経費
- (2) 補助対象団体が実施する会議等に係る飲食等に要する経費並びに補助対象団体の懇親等を目的とした飲食等に要する経費
- (3) その他、公序良俗に反すると市長が認める経費

(補助金の額)

第5条 交付する補助金の額は、一の団体につき一会計年度あたり金500,000円以内とする。

(補助の制限)

第6条 補助金の交付を受ける補助対象団体は、1会計年度において2団体までとし、一の団体を補助対象とする期間は、連続した2年間を限度とする。

(申請の書類)

第7条 規則第3条の規定により申請書に添付する書類は、様式第1号によるものとする。

(実績報告の書類)

第8条 規則第12条の規定により報告書に添付する書類は、様式第5号によるものとする。

(関係書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

事業実施計画書

平成 年 月 日

団体名

住所

代表者名

（印）

1 実施体制

(1) 活動を実施する場所等

(2) 組織体制（役員及び規約等）

(3) 協力団体等（協力団体等がある場合は、その団体名、代表者名、所在地、活動目的及び活動内容を記載すること。）

2 活動の目的

3 活動方針

4 活動により期待される効果

5 活動計画（実施時期、内容、場所等を具体的に記載すること。）

様式第2号（第8条関係）

事業実施報告書

平成 年 月 日

団体名

住所

代表者名

（印）

1 実施体制

(1) 活動を実施する場所等

(2) 組織体制（役員及び規約等）

(3) 協力団体等（協力団体等があった場合は、その団体名、代表者名、所在地、活動目的及び活動内容を記載すること。）

2 活動の目的

3 活動方針

4 活動報告（実施時期、内容、場所等を具体的に記載すること。）

5 改善すべき事項（反省点等）

6 その他